食安基発 0 3 1 5 第 7 号 平成 2 4 年 3 月 1 5 日

 都道府県

 各保健所設置市

 特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審查課長

食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて

食品中の放射性物質の試験法については、平成 24 年 3 月 15 日付け食安発 0315 第 4 号 (以下「試験法通知」という。)により通知したところであるが、乾燥きのこ類等の水戻しによる水分含量のデータ (重量変化率)について、当面の間、科学技術・学術審議会資源調査分科会編「日本食品標準成分表 2010」を踏まえて、別添1に示す品目ごとに、各々の重量変化率を用いることとする。

また、別添1に示す品目に示されていない乾燥きのこ類等は、当面の間、別添2 に掲げる重量変化率を参考に検査を行い、その結果、基準値を超過した場合、事業 者から提出されるデータ等を踏まえた重量変化率により換算した結果を当該食品 の分析値とする。

なお、別添1及び別添2に示す重量変化率は、引き続きデータの収集を行い、新 たな科学的知見が得られれば、逐次追加、改正していく予定である。

また、飲用に供する茶の試験については、以下の①、②の場合、飲用に供する状態で10Bq/kgを下回ることが確認できるものであるため、試験法通知に基づく飲用に供する状態での検査を不要とする。

- ① 荒茶又は製茶に含まれる放射性セシウム濃度を、試験法通知で示した方法により測定した結果、200Bq/kg以下の場合
- ② 荒茶又は製茶に含まれる放射性セシウム濃度を、平成24年3月1日付けの 監視安全課事務連絡により示した「食品中の放射性セシウムスクリーニング 法」の要件を満たした検査機器により測定した結果、150Bg/kg以下の場合

ただし、検査結果が①、②に示した数値を超えた場合は、飲用に供する状態での 検査を必ず行い、検査結果を確定することとする。

## (別添1)

品目	重量変化率
乾燥しいたけ	5. 7
乾燥きくらげ	10
乾燥あらげきくらげ	4.9
乾燥しろきくらげ	15
かんぴょう	5. 3
干ぜんまい	6. 3
いもがら	7. 6
干わかめ	5. 9

品目	重量変化率
その他の乾燥きのこ類	4.0
割り干しだいこん <sup>1</sup>	4.0
切り干しだいこん <sup>1</sup>	4.0
その他の乾燥野菜	3. 5
こんぶ1	3.0
干ひじき <sup>1</sup>	8. 5
寒天1	9. 0
その他の乾燥海藻類	2.5
本干みがきにしん <sup>1</sup>	2.0
棒たら <sup>1</sup>	1.8
干なまこ <sup>2</sup>	7. 6
その他の乾燥魚介類	1.4

- 1. 「調理のためのベーシックデータ第4版」 女子栄養大学出版部
- "Effects of soaking conditions on the texture of dried sea cucumber" FISHERS SCIENCE, 70, 319-325